

## 倒産・解雇、雇い止めなどにより離職された方へ 国民健康保険税が軽減されます

平成22年4月から、倒産・解雇、雇い止めなどにより離職された方の国民健康保険税が軽減される制度が始まりました。なお、制度の適用には申請が必要です。

- ▶ **対 象** 離職の翌日から翌年度末までの期間において次に該当し求職者給付（基本手当など）を受けの方
  - ①雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
  - ②雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）※雇用保険受給資格者証の離職理由が1,1,12,21,22,23,31,32,33,34に該当する方  
※高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。
- ▶ **軽 減 額** 国民健康保険税は前年の所得などにより算定され、軽減は前年の給与所得を100分の30とみなして行います。※これにより高額療養費などの所得判定区分が変わる場合もあります。具体的な軽減額などは問い合わせください。
- ▶ **軽減期間** 離職の翌日から翌年度末まで  
※雇用保険の求職者給付を受ける期間とは異なります。  
※届け出が遅れてもさかのぼって軽減を受けることができます。  
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。
- ▶ **そ の 他** 平成21年3月31日から平成22年3月30日までの間に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。  
※ただし平成21年度の国民健康保険税は対象となりません。
- ▶ **必要書類** 雇用保険受給資格者証
- ▶ **申請場所・問い合わせ** 保険年金課国保担当（内線271・272・273）

## 企業内保育所の設置費を補助します

県では、企業における子育て支援の促進および保育所待機児童の解消を図るため企業内保育所の整備費を助成しています。

- ▶ **対 象** 福利厚生事業を目的として、県内に原則5人以上を定員とする保育施設を設置する企業、病院、学校など
- ▶ **補助対象経費** 保育所設置に係る整備費および備品費
- ▶ **補 助 額** 1企業あたり500万円まで
- ▶ **申し込み** 事前に県子育て支援課へ電話で連絡のうえ、5月31日（月）（必着）までに整備提案書を直接または郵送で提出してください。（〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1）
- ▶ **整備提案書の配布場所** 同課窓口および同課ホームページからダウンロード可。<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BF00/kosodate/hoiku/kigyounai.html>
- ▶ **問い合わせ** 同課 ☎048-830-3328

## 母子家庭高等技能訓練促進費などを支給します

母子家庭の母親が、就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために養成機関で修業する場合、一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費を、また、訓練終了後に入学支援修了一時金を支給します。必ず受講開始前に相談をしてください。

- ▶ **対 象** 市内に住所を有する母子家庭の母親で、次のすべての要件に該当する方。
  - (1)児童扶養手当の支給を受けている方、または同様の所得水準にある方。
  - (2)対象資格を取得するために、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方。
  - (3)就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方。
  - (4)過去に高等技能訓練促進費の支給を受けたことがない方。
- ▶ **対象資格** 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師など
- ▶ **支給対象期間など**
  - 【高等技能訓練促進費】修業期間の全期間に支給  
※ただし平成24年3月31日までに修業を開始している方に限る
  - 【入学支援修了一時金】養成機関のカリキュラムを修了した場合に支給
- ▶ **支 給 額**
  - 【高等技能訓練促進費】
    - ・市町村民税非課税世帯：月額141,000円
    - ・市町村民税課税世帯：月額70,500円
  - 【入学支援修了一時金】
    - ・市町村民税非課税世帯：50,000円
    - ・市町村民税課税世帯：25,000円
- ▶ **そ の 他** 提出書類など相談時に説明します。
- ▶ **問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当（内線292）

## 健康に関する調査にご協力を

市では、健康で幸せなまちをつくるため、健康に関する意識や実態などの調査を行います。この結果を基に「健康増進」と「食育推進」を併せた総合的な計画「（仮称）行田市健康増進計画・食育推進計画」を策定します。

5月31日現在20歳以上で、無作為に抽出した市民3,000人を対象に調査を行いますので、ご協力をお願いします。

- ▶ **問い合わせ** 保健センター ☎553-0053